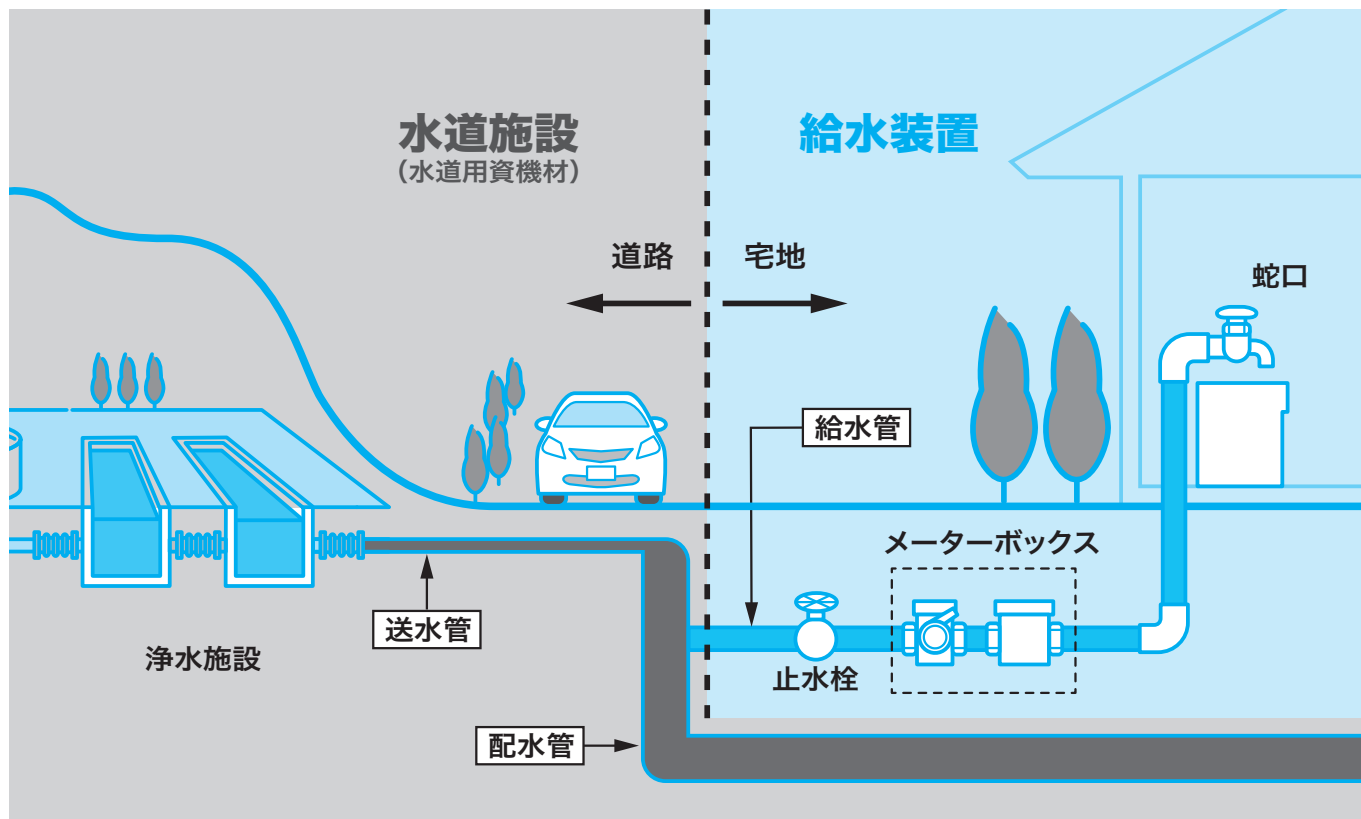


水道施設と給水装置

水道水を供給する資材には、水道用資機材と給水装置があり、浸出検査の方法や検査項目が異なります。



水道施設(水道用資機材)

浄水施設、送水施設、配水施設に使用される水道用資機材は、厚生労働大臣が定める水道施設の技術的基準を満たすことが要求されています。

■浸出性能試験結果

試験機関：(一財)化学物質評価研究機構
試験方法：JIS K 6353：2011 水道用ゴム

試験項目	結果	基準値
濁度 (度)	適合(0.2未満)	0.2以下
色度 (度)	適合(0.5未満)	0.5以下
有機物[全有機炭素(TOC)の量] (mg/ℓ)	適合(0.5未満)	0.5以下
残留塩素の減量 (mg/ℓ)	適合(0.2)	0.7以下
臭気	適合(異常を認めず)	異常でないこと
味	適合(異常を認めず)	異常でないこと
亜鉛及びその化合物 (mg/ℓ)	適合(0.1未満)	1.0以下
フェノール類 (mg/ℓ)	適合(0.0005未満)	0.0005以下

適合製品

Iフレックス



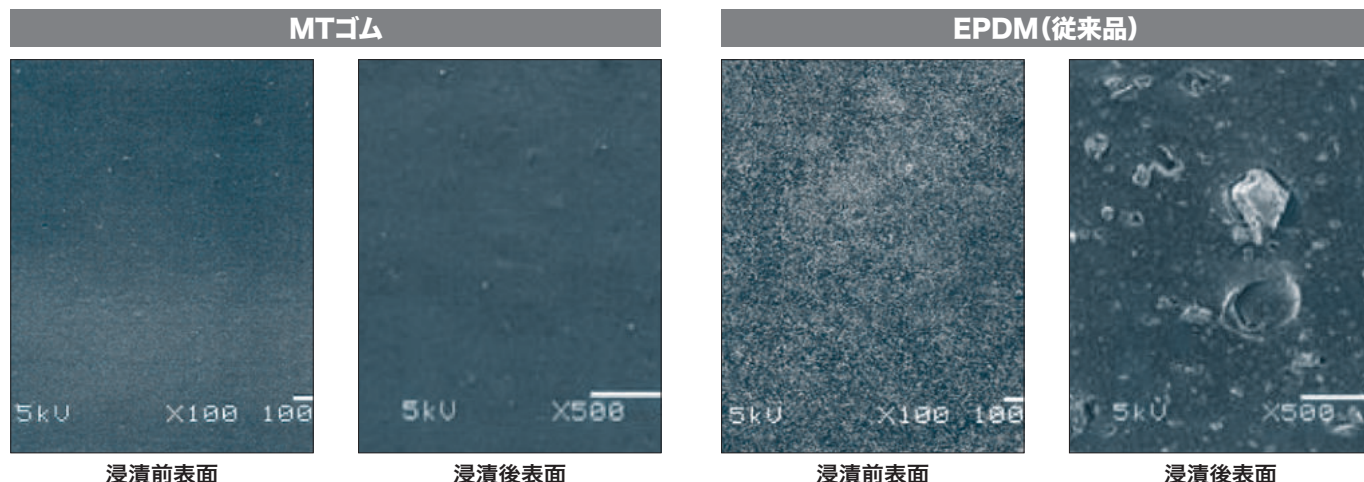
(標準品:MTゴム)

アトムジョイント/MTゴム品



MTゴムの耐塩素性能

MTゴム試料を塩素水(残留塩素濃度10ppm、温度40℃)に168時間連続で浸漬した後、物性および外観の変化を比較評価しました。



試料		硬さ (IRHD/M)	引張強さ (MPa)	切断時伸び (%)	100%引張応力 (MPa)
MTゴム	浸漬前	62	14.1	420	2.47
	浸漬後	62	14.1	400	2.88
	変化または変化率	±0	±0	-5 (%)	+17 (%)
従来品 (EPDM)	浸漬前	60	12.3	460	2.39
	浸漬後	61	11.2	430	2.39
	変化または変化率	+1	-9 (%)	-7 (%)	±0

EPDM通常品は、浸漬後、硬さと100%引張力で殆ど変化は認められなかったが、引張り強さと切断時伸びが若干低下し、黒粉の発生が確認された。これに対しMTゴムは物性に顕著な変化はなく、黒粉の発生も認められなかった。

試験および資料提供：(一財)化学物質評価研究機構

給水装置

給水管から水栓等の給水器具までに使用される給水装置は、厚生労働大臣が定める給水装置の構造及び材質の基準を満たすことが要求されています。

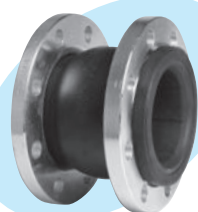
■浸出性能試験結果

試験機関：(一財)化学物質評価研究機構
試験方法：JIS K 6353：2011 水道用ゴム

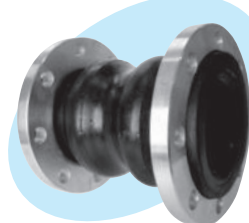
試験項目	結果	基準値
濁度 (度)	適合 (0.2未満)	2以下
色度 (度)	適合 (0.5未満)	5以下
有機物[全有機炭素(TOC)の量] (mg/l)	適合 (0.5未満)	3以下
臭気	適合 (異常を認めず)	異常でないこと
味	適合 (異常を認めず)	異常でないこと
亜鉛及びその化合物 (mg/l)	適合 (0.1未満)	1.0以下
フェノール類 (mg/l)	適合 (0.0005未満)	0.005以下

適合製品

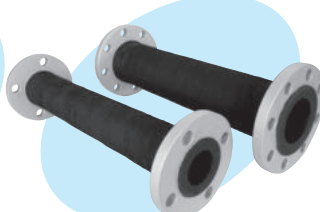
Sフレックス



Wフレックス



Iフレックス



アトムジョイント

